

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

大田区は、昭和22年3月15日、大森区と蒲田区が合併し誕生しました。当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糞谷、羽田）の区域を教育・保育提供区域の基本とします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育	幼稚園、認定こども園	区全域	より良い環境で教育を受けられるよう、区全域でニーズ量を確保できるよう努めていく。
保育	保育所、認定こども園、地域型保育事業等	3圏域	より身近な環境で保育を受けられるよう、3圏域別のニーズ量を確保できるよう努めていく。なお、圏域移動（居住地と利用施設の所在地の違い）があることから、区全体で待機児童を出さないよう取り組んでいく。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業	3圏域	保育所を整備することで利用定員が確保されることを想定しているため、3圏域別に確保方策を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	区全域	校区単位の実態に合わせ検討することから、計画としての圏域は区全域とする。
	(3) 子育て短期支援事業	区全域	保護者が児童の養育が困難になった場合等に、子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため、区全域で確保していく。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	区全域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくが、区域を超えた利用も想定されることから、区全域で施設の適正な配置や事業のあり方について検討する。
	(5) 幼稚園における一時預かり事業	区全域	当事業を実施する幼稚園の在園児の利用希望について、それぞれの園にて対応するものであることから、計画としての圏域は区全域とする。
	(6) 保育所等における一時預かり事業	区全域	当事業を実施する保育所は認可保育所だけでなく、認可外保育所を含む多様な資源が混在することから、圏域は区全域とする。
	(7) 病児・病後児保育事業	区全域	身近な地域で利用できるよう拡充していくが、区域を超えた利用も想定されることから、計画としては区全域とする。
	(8) ファミリー・サポート・センター事業	区全域	援助を受けることを希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動により、一時的な預かりや保育園等の送迎を実施するものであり、会員を増やしていくことが確保方策となることから、圏域は区全域とする。
	(9) 利用者支援事業	区全域	広範な子育て支援情報の提供や相談についての役割を担うことから、圏域は区全域とする。
	(10) 妊婦健康診査	区全域	確保方策は、医療機関において行っていく実施体制であることから、圏域は区全域とする。
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）	区全域	確保方策は、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから、圏域は区全域とする。
	(12) 養育支援訪問事業等	区全域	確保方策は、必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行う実施体制であることから、圏域は区全域とする。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園（認定こども園）・・・・・・・・・・・・・・・・

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。

認定こども園は、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供するものです。

【現状】

幼稚園は大田区内に 48 園あり、すべて私立幼稚園です。満 3 歳から就学前までを対象に幼児教育を行っており、在籍園児数は 9,231 人です。※平成 26 年 5 月 1 日現在。大田区には、平成 27 年 4 月 1 日現在認定こども園はありません。

【今後の方向性】

満 3 歳児から就学前の園児については、今後も大きく減少することは見込まれないことから、ニーズ量に対し不足する提供量は、認可保育所等の拡充により対応します。

区全域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ	ー	8,275 人	8,269 人	8,360 人	8,297 人	8,224 人
ズ	量					
（1号認定）※11						
ニ	ー	1,570 人	1,569 人	1,586 人	1,574 人	1,561 人
ズ	量					
（2号認定）※11						
計		9,845 人	9,838 人	9,946 人	9,871 人	9,785 人
を 確 認 を 受 け な い 施 設 を 含 む 確 保 方 策	実施箇所数	48 か所	48 か所	48 か所	48 か所	48 か所
	提 供 量	9,230 人	9,230 人	9,230 人	9,230 人	9,230 人
区 外 調 整		50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
過 不 足		△565 人	△558 人	△666 人	△591 人	△505 人

(注※11) 子ども・子育て支援法で規定された、子どものための教育・保育給付を受けるための認定制度。

1号認定は3歳以上の教育認定、2号認定は3歳以上の保育認定、3号認定は3歳未満の保育認定

(2) 認可保育所（認定こども園）、地域型保育事業、区独自保育事業 ●●

【事業概要】

認可保育所は、就労等により、家庭において保育できない乳幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、大田区が認可の基準を定めた小規模な保育施設です。

その他、子ども・子育て支援新制度の給付対象とはなりません、大田区が独自に支援する保育事業の定員拡充にも努めます。

○家庭的保育（保育ママ）

心身ともに健康で、保育士・教員・看護師等の有資格、もしくは子育て経験があり、区の認定を受けている家庭福祉員（保育ママ）が、自宅またはグループ保育室で保育を行います。生後43日～2歳未満の健康な乳幼児が対象です。

○認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。0歳児保育、13時間保育を実施します。

○定期利用保育事業

保護者の多様な就労形態やライフスタイルに対応するため、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることができる保育サービスです。大田区定期利用保育室のほか、私立保育園等の多目的室などを活用して実施します。

【現状】

○認可保育所は、区立50園、私立45園があり、定員は9,886人です。

○地域型保育事業のうち小規模保育所は、平成25年度に3か所開設し、定員は55人です。

○家庭的保育（保育ママ）は45名、認証保育所は44か所、定期利用保育事業は11か所で実施しています。定員合計は1,890人です。※平成26年4月1日現在

【今後の方向性】

0歳児については、子どもがまだ小さいため利用していないという層の就労状況や育児休業の取得状況等で、保育ニーズが大きく変わる可能性があることから、保育定数の拡充と同時に在宅での育児を支援する体制の充実が必要です。

育休明けの保育ニーズに着実に対応できるよう、1歳児の保育定数の拡充を重点的に進め、不足が見込まれる0～2歳児については、認可保育所の他、地域型保育事業や認証保育所、定期利用保育事業の拡充で確保を図ります。

待機児童が早期に解消されるよう、大森駅周辺、蒲田駅周辺、調布地区などの待機児童の多い重点地域を中心とした保育サービス基盤の整備を進め、平成28年度は鞆谷駅前再開発地区、馬込地区において認可保育所の整備を進めます。

区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう、事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援していきます。

①施設整備

区全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設新規整備	23か所	9か所	7か所	1か所	1か所
特定保育施設	7か所	3か所	2か所	0か所	0か所
特定地域型保育事業	7か所	3か所	3か所	0か所	0か所
大田区独自施策	9か所	3か所	2か所	1か所	1か所

※各年度の4月1日～3月31日に開設する施設数

②保育サービス定員の確保策

【区全域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2 号 認 定)		5,942 人	5,938 人	6,003 人	5,958 人	5,906 人
ニ ー ズ 量 (3 号 認 定)	0 歳	1,622 人	1,607 人	1,591 人	1,576 人	1,562 人
	1・2 歳	5,127 人	5,085 人	4,956 人	4,909 人	4,862 人
他 区 市 か ら の 受 入		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・ 認可保育所 ・ 認定こども園	3～5 歳	6,143 人	6,203 人	6,316 人	6,316 人	6,236 人
	0 歳	762 人	762 人	777 人	841 人	853 人
	1・2 歳	3,618 人	3,681 人	3,745 人	3,698 人	3,663 人
特定地域型 保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育 事業	3～5 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 歳	0 人	0 人	57 人	112 人	124 人
	1・2 歳	297 人	297 人	297 人	297 人	285 人
大田区独自施策 ・ 認証保育所 ・ 家庭福祉員 ・ 定期利用 保育事業	3～5 歳	364 人	353 人	353 人	233 人	175 人
	0 歳	526 人	553 人	571 人	592 人	585 人
	1・2 歳	1,212 人	1,107 人	914 人	914 人	914 人
過 不 足	3～5 歳	565 人	618 人	666 人	591 人	505 人
	0 歳	△334 人	△292 人	△186 人	△31 人	0 人
	1・2 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【大森圏域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2 号 認 定)		1,885 人	1,884 人	1,905 人	1,890 人	1,874 人
ニ ー ズ 量 (3 号 認 定)	0 歳	535 人	530 人	525 人	520 人	516 人
	1・2 歳	1,765 人	1,751 人	1,706 人	1,690 人	1,674 人
他 区 市 か ら の 受 入		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園	3～5 歳	2,001 人	2,058 人	2,112 人	2,112 人	2,032 人
	0 歳	256 人	256 人	262 人	289 人	301 人
	1・2 歳	1,203 人	1,245 人	1,275 人	1,258 人	1,243 人
特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業	3～5 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 歳	0 人	0 人	38 人	57 人	57 人
	1・2 歳	113 人	113 人	113 人	113 人	113 人
大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業	3～5 歳	120 人	109 人	109 人	64 人	54 人
	0 歳	165 人	165 人	165 人	165 人	158 人
	1・2 歳	400 人	393 人	318 人	318 人	318 人
過 不 足	3～5 歳	236 人	283 人	316 人	286 人	212 人
	0 歳	△114 人	△109 人	△60 人	△9 人	0 人
	1・2 歳	△49 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【調布圏域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2 号 認 定)		1,397 人	1,396 人	1,412 人	1,401 人	1,389 人
ニ ー ズ 量 (3 号 認 定)	0 歳	422 人	418 人	414 人	410 人	406 人
	1・2 歳	1,459 人	1,447 人	1,410 人	1,397 人	1,383 人
他 区 市 か ら の 受 入		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・ 認可保育所 ・ 認定こども園	3～5 歳	1,430 人	1,462 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人
	0 歳	198 人	198 人	198 人	198 人	198 人
	1・2 歳	837 人	858 人	858 人	845 人	831 人
特定地域型 保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育 事業	3～5 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 歳	0 人	0 人	19 人	19 人	19 人
	1・2 歳	148 人	148 人	148 人	148 人	148 人
大田区独自施策 ・ 認証保育所 ・ 家庭福祉員 ・ 定期利用 保育事業	3～5 歳	115 人	115 人	115 人	85 人	65 人
	0 歳	150 人	168 人	186 人	198 人	189 人
	1・2 歳	419 人	441 人	404 人	404 人	404 人
過 不 足	3～5 歳	148 人	181 人	167 人	148 人	140 人
	0 歳	△74 人	△52 人	△11 人	5 人	0 人
	1・2 歳	△55 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【蒲田圏域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2 号 認 定)		2,660 人	2,658 人	2,686 人	2,667 人	2,643 人
ニ ー ズ 量 (3 号 認 定)	0 歳	665 人	659 人	652 人	646 人	640 人
	1・2 歳	1,903 人	1,887 人	1,840 人	1,822 人	1,805 人
他 区 市 か ら の 受 入		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・ 認可保育所 ・ 認定こども園	3～5 歳	2,712 人	2,683 人	2,740 人	2,740 人	2,740 人
	0 歳	308 人	308 人	317 人	354 人	354 人
	1・2 歳	1,578 人	1,578 人	1,612 人	1,594 人	1,589 人
特定地域型 保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育 事業	3～5 歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 歳	0 人	0 人	0 人	36 人	48 人
	1・2 歳	36 人	36 人	36 人	36 人	24 人
大田区独自施策 ・ 認証保育所 ・ 家庭福祉員 ・ 定期利用 保育事業	3～5 歳	129 人	129 人	129 人	84 人	56 人
	0 歳	211 人	220 人	220 人	229 人	238 人
	1・2 歳	393 人	273 人	192 人	192 人	192 人
過 不 足	3～5 歳	181 人	154 人	183 人	157 人	153 人
	0 歳	△146 人	△131 人	△115 人	△27 人	0 人
	1・2 歳	104 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【今後の方向性】

ニーズ量に対しては適切な保育定員の確保がされていますが、保護者の保育終了時間の希望と、利用する保育所の時間外保育の実施時間とが合致するよう利用者支援を行います。今後5年間の計画の中で認可保育所や小規模保育事業の新設を行い、延長保育ニーズの受け入れ環境を確保します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	3,885 人	3,867 人	3,848 人	3,816 人	3,781 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	164 か所	172 か所	178 か所	181 か所	184 か所
提 供 量	3,885 人	3,867 人	3,848 人	3,816 人	3,781 人
大 森 圏 域	1,266 人	1,260 人	1,254 人	1,243 人	1,232 人
調 布 圏 域	1,110 人	1,104 人	1,099 人	1,090 人	1,080 人
蒲 田 圏 域	1,448 人	1,441 人	1,434 人	1,422 人	1,409 人

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）・・・・・・・・・・・・・・・・

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学校1年生～3年生児童の安全と健全育成を図る学童保育事業を75か所で実施しています。（児童館・こどもの家・フレンドリー・おおたっ子ひろば他）

○利用形態

- ・通常利用：小学校1～3年生を対象に4月から3月まで
- ・夏休み利用：夏休みだけの利用
- ・一時利用：個々の状況により、1日単位の利用

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学童保育利用者数	3,727人	3,815人	3,756人	3,826人	3,946人

【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業（以下「学童保育事業」という。）は、1年生から6年生までを対象とし、校庭、体育館等における自由遊び、学習活動、交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）と一体型として、全ての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として実施します。

一体型の学童保育としては、平成27年度に8校（学童保育定員330人）、それ以降は、学校施設の状況を踏まえ、順次、整備してまいります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量 （ 低 学 年 ）	4,006人	4,051人	4,094人	4,127人	4,124人
ニ ー ズ 量 （ 高 学 年 ）	1,275人	1,277人	1,273人	1,298人	1,312人
提 供 量	4,858人	*4,858人	*4,858人	*4,858人	*4,858人

* 今後、学校施設を活用した放課後児童の居場所の整備状況により提供量は変動します。

(6) 保育所等における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、認可保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

- 緊急保育　：保護者の死亡、病気、出産等の理由により、昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要なお子さんを、区が契約する緊急保育室（認証保育所または定期利用保育室）で一時的に預かる制度です。
- 緊急一時保育：保護者の死亡、病気、出産等の理由により、昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要なお子さんを、認可保育所で一時的に預かる制度です。
- 一時預かり　：保護者の用事やリフレッシュ等の理由を問わずに、一時的に預かる制度です。

【現状】

保育所等の一時預かり利用者数は、年々増加しています。

(年間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	21,724人	20,423人	22,333人	24,610人	46,923人

【今後の方向性】

在宅で育児をする保護者の多くは、育児に対する不安を抱えており、支援する体制を充実することは必要です。

現行の認可保育所に加えて、新規開設施設での一時預かり事業の拡充等により対応します。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ　ー　ズ　量	67,790人	67,251人	66,057人	65,442人	64,840人
提　供　量	67,790人	67,251人	66,057人	65,442人	64,840人

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）・・・・・・・・

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業です。

【現状】

すべての乳児家庭を生後4ヵ月までに保健師又は助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認及び子育て情報の提供を行っています。訪問数は年々増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 数	4,769 人	5,234 人	5,612 人	5,808 人	5,623 人

【今後の方向性】

核家族化により孤立しやすい保護者が不安に陥らず、安心して子育てができるよう引き続き全戸訪問に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	5,389 人	5,339 人	5,285 人	5,237 人	5,191 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所地域健康課 保健師 44 人 ・委託契約助産師 助産師 19 人 				



(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、従前から行っている補足給付を継続します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の場の拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには、一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

区立保育園では、地域の保育水準の向上のため、区立直営園 18 園を拠点保育園と定め、「保育連携推進事業」として、地域の保育施設、家庭福祉員への支援及び連携・交流を図ります。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育園には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、統合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を併せて行います。